

情報通信審議会情報通信政策部会（第35回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成22年7月1日（木） 16時00分～17時00分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員（敬称略）

村上 輝康（部会長）、高畑 文雄（部会長代理）、長村 泰彦、清原 慶子、
佐々木 かをり、畠 信彦、高橋 伸子、滝 久雄、竹中 ナミ

（以上9名）

第3 出席した臨時委員（敬称略）

村井 純

第4 出席した関係職員

(1) 総務省

（情報通信国際戦略局）

利根川 一（情報通信国際戦略局長）、河内 正孝（官房総括審議官）、
原口 亮介（情報通信国際戦略局参事官）、
谷脇 康彦（情報通信政策課長）、奥 英之（技術政策課長）、
小笠原 陽一（通信規格課長）、中島 睦晴（通信規格課企画官）

（情報流通行政局）

山川 鉄郎（情報流通行政局長）、武井 俊幸（官房審議官）、
武田 博之（情流局総務課長）、
吉田 博史（地上放送課長）、三田 一博（地上放送課企画官）、
坂本 純一（デジタル放送受信推進室長）、
玉田 康人（デジタル放送受信者支援室長）、今川 拓郎（デジタル放送受信者支援室企画官）、
田中 宏（放送技術課長）、佐々木 祐二（衛星・地域放送課長）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

- ア. 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について【平成16年1月28日付け 諮問第8号】

- イ. 「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委員会」の活動状況について

開 会

○村上部会長　それでは、時間がまいりましたので、ただいまから第35回の情報通信審議会情報通信政策部会を開催させていただきたいと思いをします。

本日は、委員及び臨時委員13名中、9名がただいま出席されておりますので、定足数を満たしております。佐々木委員はもうじきいらっしゃることかと思いをします。

議 題

ア。「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について【平成16年1月28日付け諮問第8号】

○村上部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思いをします。本日は、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」についてと「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委員会」の活動状況についての2件でございます。

初めに、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」の村井主査よりご説明をお願いしたいと思います。村井委員、よろしくお願いをいたします。

○村井臨時委員　今、ご紹介がありました「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」では、昨年5月の第6次中間答申以降、8回の会合を開催し、検討を進めてまいりました。アナログ終了が来年の7月ですが、これは、アナログの電波による放送が終了するという日です。この時をどのように円滑に実現していくかと、年々ご報告する度に課題を絞り、具体的な状況を把握して、それに対する重点的な対策を検討するということでも進めてまいりました。特に放送が終了する来年7月直前の半年あたりに焦点を当てて議論を行い、第7次中間答申案を取りまとめましたので、ご報告をさせていただきたいと思いをします。

資料35-1-1が報告書の概要でございますので、こちらを用いてご説明させていただきます。まず、1ページ目に、はじめにというところがございます。2ページめく

ったところをご覧いただきまして、ここでは、基本的な考え方を述べております。一番最初に、デジタル化の意義、効果ということ、これは、毎回、同じこととなりますけれども、来年7月の完全移行が確実に実施できるように、それぞれの役割を着実に果たし、この意義、効果を進めるということです。

推進の現状ですが、第1章の説明がページの後半にあり、受信側の現状と送信側の現状が分かれております。まずは受信側の現状で、基本的に周知に関しては、アナログ放送終了という抽象的な情報は周知をされてきているが、具体的な情報の周知は、十分過ぎるということがないというぐらい徹底して進めなければならないということがございます。

放送の受信機の世帯普及率は83.8%ということで、毎回申し上げておりますが、基本的には計画のラインがあり、それに対して、それぞれのパラメーターが予定どおりに順調に推移しているということを以て今後取り組んでいく。そして、新しいパラメーターが生まれるかどうか、つまり新しい課題が発見できるかどうかというあたりが重要になって参りますが、その中の1つの重要なメトリックが世帯普及率です。83.8%という数字は、目標値の81.6%を上回っておりますので、これに関しては順調に推移しているということでございます。

ただ、受信機の普及率だけではなくて、視聴できるためにはもっといろいろな課題がありますので、そういうメトリックも用意し、世帯としては77.7%という状況でございます。

一般的にほとんどのメトリックは順調に推移しているということが言えますが、一方では、1年前になってまいりますと、進めれば進めるほど新しい課題も浮き彫りになってまいりますので、それに関する7月までの計画を新たに策定して、それに対してどう対応していくかという新しい取り組みが必要になります。例えば、受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設、辺地共聴施設のデジタル化対応については当初の予測と異なる部分もあり、特にビル陰というのは、放送が始まって受信機が整備されて後、はじめて、ビル陰がどういう課題を持ってくるかが判明し、どんどん新たな課題が出てきますので、むしろ、そういうところは計画より遅れていると言えるわけですが、逆に言えば、そこに集中的に取り組むという形で、全体の推移を引っ張っていけるということになってくると思います。

それから、送信側の状況について、電波のカバーエリアという意味では、昨年末の時

点で97.5%の世帯をカバーしており、ケーブルテレビの加入世帯は、2,470万世帯、全世帯の半分弱ということで、デジタル放送に対する対応が進んでおります。

次の2ページを見ていただきますと、その他の現状を記述しておりまして、まず、悪質商法に関しましては、アナログ放送停波が近づく中で、本年に入って9件の発生が確認されているということです。委員の方からもご指摘がありましたが、被害の発生・拡大の防止のために、警察・消費生活センター等の他機関と連携して取り組むことが記述されております。

また、廃棄・リサイクルといった環境対策、公共施設のデジタル化等々の現状も記述しております。

地上デジタル放送の有効活用につきましては、公共分野での活用促進、字幕放送の推進、地デジの特性を生かした番組づくりという、有効活用を推進する策に関しての記述もしております。

さらに、我が国のデジタル放送方式の国際展開ということで、中南米、フィリピンなどで日本方式が採択されているという点も、デジタル放送推進の1つの要素になりますので、これが記述されております。

アナログ放送終了後の課題というのが2ページの下に書いてあります。デジタル放送用周波数の再編、また、委員の方からも指摘がなされました東京スカイツリーへの送信設備の移転について、これは来年のアナログ停波の後に行われますが、その2つを記述しております。

3ページに移っていただきまして、主な検討項目ということで、取り組みの留意点を2つ挙げております。1つ目の目標値達成のための関係者による一層の努力ということで、これは先ほどもご説明したように、停波に向けてのさまざまなパラメーターでの、いわばグラフをつくりまして、最終的にはこうなるべきだという目標と現状とを結ぶ。そのグラフの種類によっては、担当する者が非常に多岐にわたりますので、それぞれの関係者がすべて情報を共有し、チェックをしながら取り組んでいかなければならないというのが1項目です。

2項目に関しては、1年を切りますと最後の瞬間というのが一番問題になりまして、初期のころに、いつデジタルテレビを買いますかというアンケートが新聞に出ていましたが、一番多かった比率は、最後の瞬間という回答でした。もし、色々なところで最後の瞬間にピークが集中すると破綻が生じることから、すべての計画はピークを分散させ

るためにあり、どういうピークが予想されるのか、それに対してどういう対策が必要なのか、こういうことが具体的にわかってまいりますので、それに関する具体的な対策をとるといことです。

5つの主な検討項目がその下に書いてありまして、それぞれが3章から7章までで取り扱っていることです。アナログ放送終了を迎えるための体制・取り組み、周知徹底、デジタル未対応の高齢者、低所得者のための取り組み、対応の遅れている共聴施設への対策、テレビ放送が受信できなくなる世帯等への対策ということで、新しく脚光を浴びてきている課題も含めて検討項目となっております。

放送を終了をするための体制・取り組みの強化というのが4ページになっております。対策を効果的に実施するために、地上デジタル放送の世帯普及率をはじめとする進捗状況の指標を把握して公表すること、また、地域ごとの状況分析と対応策も可能な限り詳細に公表することを提言しております。

具体的には、相談時期が分散する取り組みということで、さきほど全般的にピークの分散を考えていると申し上げましたが、これもその1つの例です。来年の7月前後に相談の電話が集中し、相談者が混乱するということがないように早目の相談を促すといったこと、また、地デジのコールセンターへのコール集中時に対応する者を振り分けるなど具体的な分散の体制が提言されております。さらに、相談先を分散する、つまり色々な人に相談できるようにしようという取り組みがあります。これは、逆にすれば離散的な情報の収集になってしまう可能性がありますので、適度な集約、フィードバックの分析等により、対応が的確で矛盾がないようにすることが大変重要になってまいります。デジサポの対応人数、回線数、その他も含めて、遅くとも来年の6月までに最後の体制を確立することが必要とされております。

デジタル化の対応の前倒しを図るといことで、アンテナの工事が必要な場合に電器店や工事業者を紹介する仕組みの構築や、工事業者の確保の方策、仮に工事業者が足りない場合の優先対策の考え方など、わりあいと最後のピークを想定した具体的な提言をしています。

いずれにせよ、来年の7月前後にある程度のピークが来ますので、臨時相談コーナーの設置を検討し、また、色々と初歩的な問題というのがございますので、既にいろいろな形でボランティアの方が地域ごとに動いてきているという事実もありますので、そのときの体制整備や支援を提言しております。

5 ページは、周知徹底の問題です。まず、周知徹底を図るとするのは、基本的にはアナログ放送終了で混乱が生じないように、国やデジサポ、地上テレビ放送事業者が徹底して取り組むということが第一義ですけれども、ほかの関係団体の協力を得て対策をするということでございます。

それから、周知広報のタイミングと内容ですが、アナログ放送の停波時期は来年の7月24日で、このための周知をしてきたところです。そのことだけでなく、アナログ放送の通常番組からデジタル放送視聴への移行を強く促すための最終段階の放送に移行する時期、つまり、現在の計画では来年の7月1日からそういった放送を行うことが必要ということになっているわけですが、これに関する考え方の周知徹底が図られるように取り組むということが提言されています。

あわせて、各主体の取り組み、国・デジサポについての取り組み、地上テレビ放送事業者にとっての取り組みなども提言されておりますし、委員の中には、この販売系、地方公共団体、販売に携わる組織の代表者もいらっしゃいますので、それぞれが店内や地方公共団体としてのメディアを使っていくということもでございます。また、ケーブルテレビ事業者は放送で、メーカーも販売時や商品の説明書等々での周知ができます。消費者団体の方からの周知ということも活発にやっただけで、さらなる推進を提言しているということでございます。

6 ページは、未対応の高齢者、低所得者等のための取り組みに関してです。高齢者等への取り組みに関しましては、相談会、戸別訪問に加えて、臨時相談コーナー、地デジボランティアによる声かけ、高齢者宅訪問を含めた最終確認活動を提言しております。これは3章でも記述した内容でございます。

それから、低所得者等のための取り組みということで、これも議論がたくさん起こりましたが、生活保護水準以下の生活でも生活保護を受けずに努力している世帯があるという現状等々の非常に細かな状況の多様化がありますので、そうしたことに対応していくべきだということです。

NHK受信料全額免除世帯に対するチューナー等支援の周知徹底に取り組むということとあわせて、経済的な理由でデジタル化の対応が困難な世帯のための支援強化の検討をするということもあり、具体的には地上デジタル放送未対応受信機の世帯普及率が、世帯年収200万未満の層では全体平均を大幅に下回るというデータがありますので、現在の支援対象であるNHK受信全額免除世帯以外にも、経済的な理由でデジタル

化対応が困難な世帯が残っているという指摘もありました。そういったことに従いまして、その支援強化について検討するということも提言しているわけです。

7ページを見ていただきまして、6章の対応が遅れている共聴施設への対策ということで、共聴施設は、現在、共聴施設デジタル化加速プログラムという計画を策定して取り組んでいるところですが、これに加えて、次の取り組みを行うということを提言しています。

まず、受信障害解消エリアでの個別受信移行の促進に対しては、デジサポ周知活動の強化、ケーブルテレビやブロードバンドによる地上デジタル放送視聴の促進、受信障害継続施設のデジタル化改修等の強化として、管理者への働きの徹底、各種支援制度の活用促進などを提言しているということでございます。また、無届施設に対する指導の強化、受信障害対策共聴施設の廃止に伴う施設撤去の徹底なども提言しております。さらに、南関東を中心とした集合住宅共聴施設への対応強化、ケーブルテレビ等における地上デジタル放送のみの再送信サービスの促進といったことも対応策として提言しているところです。

8ページを見ていただきまして、テレビ放送が受信ができなくなる世帯等への対策として、最終段階においてエリア内等電波が届いているとされる地域で、地形的な要因や構造物の影響、電波の混信など気がつきにくい原因によって極小的にデジタル放送が受信できない世帯等の発生が懸念されていることを記述しています。そこでは、これまでの対策に加えまして、過渡的な対応方策、要するにケース・バイ・ケースの対応が必要になる場合もあるということを提言しているということです。

具体的には、アナログ放送が停波してテレビが視聴できなくなることの回避を最優先にしますと、難視の早期把握と工事の促進を進めるとともに、電器店での解決が技術的に困難なものややむを得ず対策工事がおくれるケースも起こってまいりますので、そうなったときに、地デジ難視対策衛星放送をそうした極小的な、やむを得ない場合に活用したらどうかということも提言しているわけです。

また、衛星が利用できない場合、ケーブルテレビ等の整備地区ならば、暫定対策としてのケーブルへの一時加入ということも対策となることを提言しております。

8ページの下には、その他の課題ということで、公共施設等のデジタル化、政府を挙げた危機管理体制の構築、IP再送信の3項目が挙げられておまして、それぞれにタイミング、時期等を明記して提言をしているということです。各省庁の対応に関して、

資料35-1-2の45ページに別添7「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2009」というのがございます。これは、関係省庁連絡会議という会議がございまして、関係省庁の専門の方が横につながっているいろいろな対策を練っていただいている資料ですが、これの2010年版が計画されております。そういった中で、関係省庁が全て連携をしながら、情報を共有して対策をすることが必要ではないかということが課題として挙げられております。

というわけで、少し長くなりましたけれども、概要版を用いた「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○村上部会長 はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの村井臨時委員からのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。これは第7次になるわけですね。

○村井臨時委員 はい。

○村上部会長 第7次の具体策ということになります。では、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 検討委員会での精力的なご議論のご報告ありがとうございました。ただ、昨日、議事録を拝見させていただきました。かなり不安が増したところがございます。解決すべき課題がまだこんなに積み残されていたのか、特に消費者側の委員の方々がたくさん参加されているので、具体的に生活上困りますという問題がたくさん提起されていました。

拝見して問題だなと思ったことが大きく2つありました。1つは、周知活動と認知の差です。先ほど、村井先生のほうからも、周知活動について具体的に、とお話があったわけなんですけれども、私自身も認識不足だったと思いましたが、これまで、停波コール通常のテレビ番組が見られないというのが国民的な理解だったと思います。ところが、先ほど、7月1日から移行のお知らせに入るというお話を伺ったわけなんです、具体的に言いますと、6月30日をもって通常の番組放送は終わってしまうと、約3週間以上、今まで使えていたテレビが使えないということは、多分国民には知らされていないのではないかと思います。

この問題は、停波が前倒しになるという印象で受け取られる可能性がありますし、やはり、この時期に来て1カ月近く早く見られなくなるというのは、大変大きな問題ではないかと思っています。その辺をどうしていくのかということに関して、6月11日時

点の議事録では、まだ課題として終わっていたので、その後、もし動きがあれば教えていただきたいということです。

2つ目は、簡易チューナーの問題と2台目以降のテレビへの対応の問題です。簡易チューナーに関しては、今日も新聞報道もありましたけれども、対応できない世帯がかなり貧困層でもあるとか、今日のご報告を見ていて、高齢者に対する調査が80歳のところでとまっているんですけども、80代以降もご健在でテレビを大事にしていらっしゃる方がいらっしゃるわけです。私事で恐縮ですけども、私と夫の両方とも80代の親がいますけど、どちらもまだ対応をしておりません。どうしたらいいかと相談を受けても、なかなか説明をするのが難しい状況なんです。だから、そういったことも含めて、簡易チューナーにしたらどんな不都合があるのかというようなことが知らされないままに買い換えをしたとか、テレビは買ったんだけど、アンテナの問題で見られないとか、ほかの問題で実際には見られないとか、もう少し具体的に国民にその問題を出して解決を図っていく必要があるんじゃないかと思っています。

それから、普及率も、調査の詳しいデータは見えていないんですけど、1台目はとりあえずクリアした世帯は多いかもしれませんが、2台目、3台目をクリアしていない世帯が、まさか6月末を持って見られなくなるというふうには思っていなかったりするのではないかと危惧しています。以上、意見とご質問ですけど、よろしくお願ひします。

○村上部会長 村井委員、よろしくお願ひします。

○村井臨時委員 まず、1点目の周知と認知の差につきまして、基本的には、この委員会では、電波が7月24日に停波をすることを前提に、移行によってどのような混乱が起こらないようにすべきかということを議論をしていただいているということです。

その中で、高橋さんがご指摘されたように、要するに24日が迫ってきたときに何をするかという、パンフレットが現在できておまして、そこに、例えばでというので、6月30日で普通の放送が終わり、アナウンスが7月1日から流れるということが例として出ておりますが、議論の中で示されたのは、幾つかのバージョンがあります。例えば、放送はずっと続けるけれども、もうすぐこのチャンネルの放送は終了しますというアナウンスメントが出るとか、小さな窓に放送があつて、ほとんどがアナウンスメントになるとか、いろんなパターンが提案されておまして、その中のどの方法でどう取り組むべきかというのは、今ご指摘があつたとおり議論がまだ進行中ですので、基本的には

最適なものを使っていこうということです。

ただ、現在できているパンフレットの一部分が、7月1日から真っ青というものが出ているためにご指摘になったと思いますが、今のこの報告の段階では、まだどのようにすれば良いのかは決まっておきませんので、ご指摘のようなご意見を踏まえた上で、解決方法が出てきて、それをいかに早く周知するかが重要だと思います。つまり、どの段階でどういう準備の画面ができて、そして、7月24日を迎えるかということを正しい方法で周知すると、そして、その周知の方法も高橋委員がおっしゃったようなことを踏まえて、検討すべきだということです。そのように準備が進められています。先ほどの画面が青くなっているパンフレットが、例ではなく決定ではないかという印象を与えたということだと思います。実は私も会議では同様の指摘をさせていただきました。現状としては提案されてるパターンの1つということで、報告書原文にはすべての提案が掲載されています。その方法が速やかに決まって、どうなるかがきちんと国民に伝わるのが大切だと思っています。

2点目は、簡易チューナーに関しまして、また、高齢者の方に関する具体的な問題もご指摘いただきましたが、今ご説明したように、非常に多様なケースが存在しており、この問題に対する対応の仕方はいくつかあります。今日、ご報告させていただいたように、ボランティアの方など、高齢者宅を訪問するメカニズムが色々な形であるということで、活動の主体は様々ですので、連携して進めることが基本だと思います。

また、2台目・3台目以降という問題もありますが、おそらく優先度としては、全世帯をカバーし、あるテレビは映る、つまり、全部のテレビが映らなくなるということがないようにすることに優先度があるということで対策をしていると思います。

、2台目・3台目以降の問題に対しては、確かに簡易チューナーをはじめ、いろんな方法で対策ができると思いますが、そこから先の周知というのはまた別の方法を検討する必要があります、どちらかというと、1台も映らなくなるということが緊急課題であり、それに対応するための方法をきちんと検討していく、あるいは、その対策があるということを知っていくことが大切ではないかということが議論されました。一応、2点お答えいたしました。

○村上部会長 ありがとうございました。ほかに、はい。

○佐々木委員 頭、おくれて申しわけございませんでした。今の高橋委員と似ているポイントなんですけれども、パンフレットを配布するとか、さまざまな方策がとられてい

と思いますが、テレビだけに頼っているご家庭でうまくいっていない人たちに認知させるには、テレビのコマーシャルなり、番組を通じて伝えるというのが多分一番、今後最終的には紙を配る以上に有効なのではないかと想像するんです。そうすると、今日までの時点では、アナログがデジタルに変わるという漠然としたイメージの、イメージ広告といったら変ですが、タレントさんが出てきたり、とにかく、アナログ放送が終わってしまいますよというような、ほんとうに基本メッセージを伝えるということだったと思うんですが、ぜひ、ここから先は、やはりもう少し、具体的にさせていただきたいと思います。多分コマーシャルなのか、クイズショーなどの番組など、または今だとニュースを解説する番組がはやっていますし、もう少しこういったものをいろんな番組に取り入れていただくのか、または制作するのかわかりませんが、具体的なケースをきちんとテレビを見たときにわかるようにしていただければ、映らないということが実際に自分の身にはどういうことなのかとかわかると思います。今の7月1日以降のことが決まったら当然でございませうけれども、少し、具体的なテレビコマーシャルというか、具体的なケースを丁寧に教える教育番組的なインフォマーシャルみたいなものにきちんと変えていくことで、随分と基本認知が具体的な行動に変わっていくのではないかなと思っております。

以上です。

○村井臨時委員　ありがとうございます。ちょうどその話題は委員会でも出まして、放送事業者の方から、まさに佐々木委員がご指摘のようなドラマ仕立てであったり、コマーシャルのような幾つかのパターンで周知をはかる放送のスケジュール等々が委員会で案内されました。今、手元に資料はないのですが、例えば、今年の7月24日には、番組の時間帯ごとにこういうものを放送する、あるいは今後放送していくという案内が委員会でありましたのでご報告しておきます。

○村上部会長　事務局から追加事項はありますか。どうぞ。

○吉田地上放送課長　今、佐々木委員からご指摘いただきました点、答申本文におきましても、放送事業者への周知広報への取り組みにつきまして、デジタル放送への対応方法を丁寧に説明する番組の放送など、若干中略いたします、放送による周知等に徹底して取り組むべきであるということが提言として盛り込まれております。

現実にはまだまだお目にかかる機会が少ないのかもしれませんが、NHK、民放とも具体的にどうしていくかという番組を今までは単発が多かったんですけど、定例的

に放送するケースも増えてきております。例えば、固有名詞を申し上げて恐縮ですけれども、NHKさんなどは、「デジタルQ」という番組の中で、これは、例えば、金曜日の午後3時ぐらいにやっている、それは、再放送パーツなんですけれども、5分ぐらいの番組で、毎週、具体的にこういうケースはこうしたほうがよいということをお知らせするような番組もつくられております。

また、民放さんの中でも、ある地域で、全局が共同して30分番組を同じ時間帯に流して、具体的な方法を説明するという、これはまだ放送はされておられませんけど、そういう企画を行っているような地域もございます。

また、少し変わったところでは、今週の日曜、11時59分から1分間、NHK、全民放127社、つまり128のチャンネルで、1分間の全国地デジ化一斉テストというものを行う予定をしております。これは、アナログ、デジタルと番組異なりまして、アナログ、デジタル2つの扉がありまして、アナログをごらんの方にはアナログの扉を開いたものが、デジタルをごらんの方にはデジタルの扉が開いたものがその後流れてくるという構成になってございます。ご関心があります方は、ぜひ、今週日曜日の17時59分ですのでよろしくお願いします。

また、委員会の中でも、そのほかにも各局の取り組みということで、こういうような番組を企画しておりますという具体的な紹介もなされたところでございます。

○村上部会長　今週の日曜日ぜひ、ごらんいただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員　質問でよろしいでしょうか。報告書の中の、1点質問させていただきます。報告書の5ページのところに、②として「デジアナ転換の導入」ということが書いてあるんですが、ケーブル事業者が本年4月末時点で221業者において、デジアナ変換サービスというのを提供していると。私が加入しているケーブルテレビのホームページに入ってみましたら、2015年3月末までは見られますよとなっていたんですが、これは視聴者にとって貴重な情報なのかどうなのかということの判断もつきませんので、少し、補足していただけたらと思います。買いかえなくても大丈夫と言ってしまってもいいのかどうか含めてですが。

○村上部会長　これは、はい、どうぞ。

○佐々木衛星・地域放送課長　デジアナ変換の導入の関係でございしますが、ご指摘のありましたとおり、平成27年の3月末までの暫定措置として導入をするということでご

ざいまして、効果といたしましては、まだデジタルテレビの購入が済んでいないお宅でも、ケーブルテレビに加入しておられれば、デジアナ変換サービスが提供された場合、これまでどおりアナログテレビで放送を視聴することができます。さらに、先ほどご指摘ありましたけれども、特に2台目、3台目のほうのテレビの買い替えが進んでいない場合、デジアナ変換サービスに入っておられれば、2台目、3台目のアナログテレビがそのまま平成27年の3月末までは使用できるということになりますので、2台目、3台目の活用でございませうとか、あるいは、来年の停波時点で一遍にアナログテレビが廃棄物にならないで済むとか、環境対策とかそのような効果が期待できるものと考えております。

○清原委員 関連してよろしいですか、部会長。

○高橋委員 よろしいですか、じゃ、一言だけ。

○村上部会長 よろしいですか、清原委員。

○高橋委員 すいません、お先に。としますと、これは、例えば、高齢者で80代半ばとか後半の方で、今さらテレビを買いたくないけれど、ケーブルは来てますよという方に関しては、簡易チューナーと同じような選択肢として考えられるのではないかと私は報告書を読んだり、ネットで調べて感じたんですが、そのようには、あまり伝えられていません。テレビは必ず買い替えなければいけないとか、少なくともチューナーを買わなければいけないという選択肢以外があるのであれば、きちんと伝えることが必要ではないかと思うんですが、いいかがでしょうか。

○村上部会長 吉田課長、どうぞ。

○吉田地上放送課長 ご指摘の点については十分考えていきたいと思っております。ただ、1点だけ申し上げさせていただきますと、ケーブルテレビのサービスをしているところ、あるいはそのしている地域であっても加入していない方はいらっしゃいますので、一般的な、すべての方に届くような周知の中ではそういうのは困難かと思っておりますが、例えば、地域における説明会、相談会を行うときに1つの方法としてご紹介するなどの方法はあるかと考えております。ご指摘の点は考えたいと思っております。

○村上部会長 よろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。清原委員のほうにどうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。ただいまのデジアナ変換に関連して、知り得ていることをご報告したいと思います。

三鷹市でも、三鷹市が株主となっておりますケーブルテレビ会社がございます、さきの株主総会でも、私自身が出席いたしまして、このデジアナ変換についても取り組む方向で検討しているとの確認をいたしました。三鷹市といたしましては、ただいまご指摘がありましたような特に高齢世帯等に選択肢の1つとして簡易型のチューナーだけではなくて、ケーブルテレビのデジアナ変換のサービスを利用すれば、アナログのテレビをそのまま継続して使えるということなどについても情報提供しているところです。

ただ、これは、ケーブルテレビ局のご努力もありますけれども、経費がかかるわけがございます、従来からの電波障害保障地域においては毎月700円から800円ぐらいの低廉の価格帯をケーブルテレビ事業者はお考えになっていて、年間1万円かからない程度に抑えるという方向性も検討してくださっているようです。もちろん、個別のケーブルテレビ会社によって価格設定は違うかもしれませんが、少なくとも地域においてデジタル化の移行が円滑にいくための、私が代理で言うのもふさわしくないかもしれませんが、ケーブルテレビ事業者としての最大限の1つの貢献としてお考えいただいているところが増えてきていると思います。ただ、すべて事業者が必ずしもデジアナ変換サービスの決断をされていないかもしれませんので、その点については配慮が必要ですし、促進も必要だと思いますけれども、いわゆる放送局だけではなくて、ケーブルテレビ事業者も移行について努力をされている一端ではないかなと思います。

関連して、私どものような自治体におきましても、市民の皆様にはテレビが見られなくなる状況が不利をもたらさないようにこれまでも説明会のみならず、民生委員の皆様など地域のボランティアの皆様にも、情報伝達、周知等をお願いしてまいりました。ただ、微妙なのは、私たちは公共団体でございますので、ほんとうはご相談に乗ったら電気事業者さんを紹介したり、ケーブルテレビ事業者さんをご紹介して滑らかにすればいいのかもしれませんが、そこに抑制が全くないと言ったらうそになります。やはり、そこは、ご判断は市民の皆様にお任せするということになりますので、条件整備、情報提供、そして、最適な選択をしていただくための最大限の情報提供の条件整備と、そうした関係機関へつなぐ取り組みについては、各自治体が今回の第7次の報告書などを共有することによって、来年の全面移行まで1年切りましたので進めていけるのではないかなとも考えています。

以上です。

○村上部会長 ありがとうございます。貴重なご意見どうもありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本件につきまして、当部会として了承いたしまして、審議会総会に報告するというにいたしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村上部会長　ありがとうございます。それでは、今月5日の月曜日に開催予定の情報通信審議会総会におきまして、当部会からの中間報告答申(案)として提案をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

イ.「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方に関する検討委員会」の活動状況について

○村上部会長　それでは、続きまして、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会」の村井主査より、委員会の活動状況についての報告をお願いしたいと思います。村井主査、よろしくお願ひいたします。

○村井臨時委員　「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会」は、平成21年8月26日に諮問されて設置され、これまでに計14回の会合を開催して検討を実施しているところでございます。

ICT分野の標準化をめぐる環境変化や今後注目していくべき具体的な標準の状況、そして、諸外国の標準化政策や、我が国の官民の役割分担等についての議論が行われましたので、その概要を説明させていただきたいと思っております。資料は35-2となっております。

まず、グローバルマーケットにおいて、アジアが台頭しているという背景がありまます。グローバルマーケットの中で、中国や韓国などのアジア勢がプレゼンスを拡大しており、日本のプレゼンスの低下が問題になっています。これに対する標準化関連の取り組みが、どういう状況になっており、何が課題であるかが議論されております。

もう1つの前提は、日本のICT製品やサービスのいわゆるガラパゴス化、つまり独自の技術を用いた発展をしているということだと思っておりますが、そういったものの原因や対応策についても検討がなされています。

特に、グローバルなマーケットスタンダード、デファクトスタンダードの位置づけが変わってきていること、また、技術の展開の速度なども変わってきていることを認識す

るという議論がされています。

資料の5ページを見ていただきますと、この議論を図にしてあります。左が今までの状況で、グローバルスペースが下の段、ローカルスペース、つまり日本が上の段となっています。グローバルスペースの中での国際標準としてITU、ISOというのがあります。これをプロファイリングしたようなものが国内標準としてありますので、国内の市場はそれによってできております。ある意味ガラパゴス化のようなものもこうした状況の中でできているということもありますし、国際標準の技術が非常に重要でしたが、マーケットから技術標準をつくる力がそれほど大きいわけではなかったという状況もあったと思います。

現状は、右側を見ていただきますと、今グローバルマーケットは大変大きくなっておりまして、グローバルマーケットはもちろん国際標準にも大変大きな影響力を持っていますし、それに形になるかならないかはともかく、マーケットの技術標準というのがデファクト標準なども含めて確立していく。その中でグローバルマーケットと日本のマーケットをどう連結できるのかがガラパゴス化の課題でありますし、あるいは、どのようにマーケットから技術標準を決めていくかという流れが重要ではないかが議論の大きな考え方としてあり、これがそのポンチ絵です。

また、資料2ページに戻っていただき、標準化の意義が背景として、とありますけれども、製品やサービスの提供者にとっての意義、それから、消費者にとっての意義という双方を認識する必要があるという議論がずっと出てまいりました。標準化の中で消費者が自由に商品を選択し購入できることや、購入した製品がどこの国でも使えるといったところに標準化の意義があるということです。

次に4ページを見ていただきますと、重点分野ということで、6つの幅広い例がありまして、その中から多数の企画に関するご報告を委員会の中でしていただいたということです。その中で、政策として扱う場合のプライオリティーや政策として扱うべきなのかといった点も議論をしてまいりました。

3の求められる具体策というところですが、これに関して、官民の役割分担ということで、デジュール、デファクト両方の視点を持たなければいけないという点は、先ほど背景でご説明したとおりです。また、標準化を取り巻く環境が非常に変化してきていますので、審議会など、国における標準化に関する検討体制についても、こうした変化に対応して見直すべきではないかという意見がありました。

諸外国の標準化政策についても、後ろのほうに詳細がありますので、後で簡単に触れさせていただきますけれども、これも議論のベースになっております。

具体的な対応策として、標準化における行政の役割が何であるかということも議論の対象であり、議論の過程で出てきたキーワードとしては、特に今後の標準化の検討体制について色々な意見が出ました。消費者の意見を反映させる工夫が必要であるということも指摘されました。標準化の意義や諸外国の例などを考えると、消費者が標準化のプロセスに参加し、標準化の動向をウォッチしていくといった役割が出てくるのではないかとということです。

また、環境変化に対応して審議会などの検討体制を見直していくことも必要だという議論もありました。これらが、求められる具体策です。

最後に、6ページを見ていただきますと、諸外国がどのような標準化政策を行っているかが記載されております。アメリカは政府調達に民間標準を利用する体制が確立しているという点、開発技術の民間への移転が進められている点、組織的にはN I S Tという標準化を研究する比較的アカデミックな組織があり、そこが色々な省庁をまたがったり、技術標準に関するガイドラインや新しい戦略づくりといったことを進めており、それに基づいた政策を行っているという点が特徴として挙げられ、非常に参考になるのではないかと議論がありました。

一方、米国の戦略と欧州の戦略は多少変わっています。特に欧州の技術標準化戦略というのは急速に変化をしています。非常に強力な資金の投入というのもあると思いますし、グローバル標準に対してヨーロッパが大きな役割を担うという方針もございます。ヨーロッパの場合は、むしろヨーロッパの枠を飛び越えて、特にアジアへの技術開発、技術標準化のための政策を持っているという報告もされました。

次に韓国の戦略が最後の7ページになります。韓国は、前の2つと違いまして、非常に強力な政府主導の標準化政策をかなりアグレッシブに展開していることが報告されました。色々なところにそのエビデンスがあり、我々も既に知っているところかと思いますが、方法の違いが認識されたということで、特にグローバルマーケットという視点では、日本と米国の技術標準に対する連携等々も大変重要なのではないかと意見も出てまいりました。

いずれにせよ、標準化における行政の役割とその具体的な対応は何かということや、先ほどの消費者の意見の反映、審議会の検討体制の見直しといったことが検討されたと

というのが現状でございます、それに基づいたご報告をさせていただきました。

以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの村井主査からの報告につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○高橋委員　何も質問などないとちょっと寂しいので、検討会議に参加していた委員として一言補足させていただきたいと思います。

14回のうち前半のほうは現状確認ということで、消費者側の委員も非常に勉強させていただきながら、後半はかなり生産的な議論を行えたと思っております。私の中で着目していたのは、標準化の検討は随分日本で長いことやっているし、たくさんのお金を使っているのに、どうして成果物があまり出ていないんだろうという素朴な疑問だったわけなんです。これに対してもいろいろ分析した結果、今までの形ではだめで、環境変化に伴って標準化政策を変えていかなければいけないという結論に達したと思っております。

先生のご報告にもありましたけれども、体制の見直しを行わないといけなくて、情報通信に関しては、ここに限らずいろんな委員会、検討の場がたくさんできているんですけども、特にこの標準化に関しては、委員会等の組みかえを行っていかないと、お金を使ってもなかなかいい成果が出ないだろうと、こんなコンセンサスがございました。

ですので、これは、我々の検討委員会のできる話でもなく、またこの部会の場だけでもできる話ではないので、もう少し、総会とか、大きなところで議論していただければと思っております。

○村上部会長　ありがとうございます。滝さん。

○滝委員　内容から少しづれるかわかりませんが、この標準化という問題はものすごく国の産業を考えたらとても大きなことだと思っております、そういう意味では、韓国は、国のヒーローと自分で言ってあらゆることを大統領はやっておられますけれども、利便性とかいろいろなことの前には、欧米社会の中で標準化を前もって形をつくってしまうみたいな、そういう、ヨーロッパでは特に動きがあったりすると聞いておまして、そういう場にそれなりの人が出張って、標準化に対して、日本が多分地デジ化に関しては先行しているわけでありまして、いいものをつくるという意味では多分どこにも負けないんだと思いますけれども、国の産業をより進んだところを利用して大きくす

るという意味だと、そういうことが必要なことではないかなという思いで、逆に、それは違う世界で議論し、やらなきゃいけないということかもしれませんけれども、でも、こういう領域で、それを期待したいというような要素が入っているのと入っていないので随分動き方も違って来るのかなという思いで、ちょっとずれる話かもしれませんが、一言。

○村上部会長　ありがとうございます。では、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいまの議論につきまして、今月5日に行われます総会において、これは報告ということになりますが、報告をしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村上部会長　ありがとうございます。それでは、5日の総会に、部会長である私のほうから、今いただいたようなご意見も含めてご報告をさせていただきたいと思います。

閉　　会

○村上部会長　以上で予定しておりました2件の審議は終了いたしました。委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局からはいかがでしょうか。

○白川管理室長　ございません。

○村上部会長　それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思います。

次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局のほうからご連絡申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもありがとうございました。